

## 高松市監査委員告示第16号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年5月29日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 高松市監査委員 | 木 | 田 | 一 | 彦 |
| 同       | 鍋 | 嶋 | 明 | 人 |
| 同       | 三 | 笠 | 輝 | 彦 |
| 同       | 橋 | 本 | 浩 | 之 |

# 監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)


(令和2年5月29日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

## 高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)



# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.5.29

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

| 措置通知 No. | 区分 ※ | 項目  | 報告書 該当ページ | 所管課等  |       | 措置 通知日  |
|----------|------|---|-----------|-------|-------|---------|
| 1        | 指摘   | 「情報化推進施策業務調査票（業績測定評価シート）」が作成されていないことについて                                      | P49       | 総務局   | 情報政策課 | R2.4.17 |
| 2        | 指摘   | 個別情報システムに関する投資効果が測定されていないことについて   | P50       |       |       |         |
| 3        | 指摘   | 基本計画書が作成されていないことについて  |           |       |       |         |
| 4        | 指摘   | 情報政策課に実施が要請されている個別システムに係る費用対効果の分析がなされていないことについて                               | P51       |       |       |         |
| 5        | 指摘   | 情報化評価シートが作成されていないことについて   |           |       |       |         |
| 6        | 指摘   | 委託業者との間で合意が求められているSLAが作成されていないことについて  |           |       |       |         |
| 7        | 指摘   | 業務効率化・簡素化についての事後評価が実施されていないことについて   | P52       |       |       |         |
| 8        | 指摘   | 課題一覧に、事後評価に関する課題が抽出されておらず、課題一覧表においても一部の項目で未完了のものがあり、帰結が記載されていないものも散見されたことについて |           |       |       |         |
| 9        | 指摘   | アクションプランが作成されていないことについて   | P53       |       |       |         |
| 10       | 意見   | 「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」が作成されていないことについて                                      | P48       |       |       |         |
| 11       | 意見   | システム導入後の新業務モデルの作成がされていないことについて  | P49       |       |       |         |
| 12       | 指摘   | 情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていないことについて   | P75       | 市民政策局 | 市民課   | R2.4.20 |
| 13       | 指摘   | 情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて                           |           |       |       |         |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.5.29

| 措置通知<br>No. | 区分<br>※ | 項目   | 報告書<br>該当ページ | 所管課等  |     | 措置<br>通知日 |
|-------------|---------|--|--------------|-------|-----|-----------|
| 14          | 指摘      | 情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて                                 | P77          | 市民政策局 | 市民課 | R2.4.20   |
| 15          | 指摘      | 情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて |              |       |     |           |
| 16          | 指摘      | すべての端末は施錠できる場所に設置されておらず、また、盗難防止のための対応が講じられていないことについて                       | P78          |       |     |           |

※ **指摘** …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ **意見** …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 「情報化推進施策業務調査票（業績測定評価シート）」が作成されていないことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容        | 「情報化推進施策業務調査票（業績測定評価シート）」は、情報政策課が情報システムの調達による効果を業績としてモニタリングするために設定した業績測定指標を、業務主管課が確認するために必要なものであるため、作成されていなかった場合、本来期待されている効果が出ているか否かを、事後の評価で正しく行うことができないため、作成することが必要である。  |  |
| 報告書該当<br>ペ ー ジ   | P49   |  |
| 報告書への<br>リ ン ク   | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日  |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課   |
| 措置結果  | 本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定した「情報システム調達ガイドライン」において、「情報化推進施策業務調査票（業績評価シート）」の代わりに同様の内容を盛り込んだ「情報化事後評価シート」の作成を求めており、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、当該「情報化事後評価シート」を作成し、適正に運用している。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 個別情報システムに関する投資効果が測定されていないことについて   |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>より精緻な投資効果を測定するためには、個々の情報システム毎の費用と投資効果の積算が必要である。</p> <p>したがって、今後の調達ガイドラインの見直しの中では、個々の情報システム毎の費用と投資効果の積算が困難な場合であっても、システム全体で積算するのではなく、できる限り、合理的な方法により新旧それぞれのシステム群を対応させ、そのシステム群毎に費用と投資効果を積算することが必要である。</p>                             |  |
| 報告書該当<br>ペ ー ジ   | P50   |  |
| 報告書への<br>リ ン ク   | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|         |  |
|---------|--|
| 措置通知日   | 令和2年4月17日  |
| 所 管 課 等 | 総務局<br>情報政策課   |
| 措 置 結 果 | <p>本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定した「情報システム調達ガイドライン」における「情報化基本計画書」の項番7及び8にて、費用の積算及び投資効果を測定することとし、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、「情報化基本計画書」を作成し、その中で投資効果についても測定を行うこととした。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 基本計画書が作成されていないことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>「基本計画書」は、情報システムの調達に向けて、業務や情報システムの現状分析、最新動向を調査し、新業務や新システムの検討、概算費用や投資効果を予測した結果をとりまとめたものであり、導入決裁の根幹となるものであることや、その後の導入業務や導入後の事後評価の基礎を提供するものであるため、その作成が必要である。</p>   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P50   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日  |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課   |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項については、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、平成30年1月4日付けで改定した「情報システム調達ガイドライン」で示されている「情報化基本計画書」を作成することとした。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について   |  |
| 区 分              | 指 摘  |  |
| 指 摘 の 項 目        | 情報政策課に実施が要請されている個別システムに係る費用対効果の分析がなされていないことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>最適化計画の中では、最適化の対象となる情報システム全体としての費用対効果の分析はなされているが、個別の情報システムについての費用対効果の分析がなされていない。個別情報システム毎の費用対効果の分析を行うことで、情報化の事前評価を適切に実施することが可能となり、適切な事後評価を行う上での基礎を提供する情報となる。</p> <p>したがって、今後の調達ガイドラインの見直しの中では、できる限り、合理的な方法により、個別情報システム毎の費用対効果の分析を実施し、その結果を証跡として残すことが必要である。</p> |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P51  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a>                          |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日   |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課  |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定した「情報システム調達ガイドライン」において、「情報化基本計画書」を作成する際に個別システムに係る費用対効果の分析が盛り込まれており、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、当該文書を作成し、費用対効果の分析を行うこととした。</p> |



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 情報化評価シートが作成されていないことについて   |  |
| 指 摘 の 内 容        | 情報化評価シートにより、情報政策課、情報化推進会議、政策課は情報化が適切なものかどうかを評価し、当該評価に基づいて市長は情報化の決定を行うことが要請されている。適切な情報化に対する調達を実現するためにも情報化評価シートの作成が必要である。   |  |
| 報告書該当<br>ペ ー ジ   | P51   |  |
| 報告書への<br>リ ン ク   | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日  |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課   |
| 措置結果  | 本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定した「情報システム調達ガイドライン」において、「情報化評価シート」の代わりに同様の内容を盛り込んだ「ICT関係業務調査票」及び「希望機器調査票」の作成を求めており、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、当該文書を作成することとした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 委託業者との間で合意が求められているSLAが作成されていないことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>SLAは、ITサービスの提供者と委託者との間で、ITサービスの契約を締結する際に、提供するサービスの範囲・内容及び前提となる諸事項を踏まえた上で、サービスの品質に対する要求水準を規定するとともに、規定した内容が適正に実現されるための運営ルールを両者の合意として明文化したものであり、委託業者の選定に関しても重要な評価項目となる。</p> <p>また、保守・運用の事後評価を行うに当たっても、その基礎を提供するために必要な文書でもある。</p> <p>したがって、その作成及び委託業者との締結が必要である。</p> |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P51   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a>                             |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日  |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課   |
| 措置結果  | 本件指摘事項については、平成30年4月に、高松市住民情報システム（福祉保健系）運用保守業務委託契約において、SLAを締結し、報告書を受領することとした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 業務効率化・簡素化についての事後評価が実施されていないことについて   |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>情報システム最適化計画においては、その目的として事務の効率化を図り、住民サービスの向上を図ることも含まれている。</p> <p>したがって、事務の効率化による工数の削減効果に加え、他の事務に余剰時間を振り分けることによる住民サービスの向上効果に関する定性的、定量的な事後評価を実施し、調達目標及び目的の達成状況を評価することが必要である。</p>  |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P52   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日   |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課  |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項については、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、業務効率化・簡素化についての事後評価を「情報化事後評価シート」にて実施することとした。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

## 指摘又は意見

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について   |  |
| 区 分              | 指 摘  |  |
| 指 摘 の 項 目        | 課題一覧に、事後評価に関する課題が抽出されておらず、課題一覧表においても一部の項目で未完了のものがあり、帰結が記載されていないものも散見されたことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>課題一覧表を閲覧した結果、情報システム導入の過程において抽出された情報システム上の課題等は課題一覧表に記載されているが、情報システムの当初の導入目的を達成したか否かについての事後評価に関しては、課題一覧表への記載はなく、情報政策課へヒアリングした結果においても、更新作業を行っていないとのことであった。</p> <p>情報システムの事後評価に関する課題の整理は、今後のアクションプランを策定する際に必要なものであることから、その作成は必要である。</p> |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P52  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a>  |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日  |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課   |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項については、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、「課題一覧表」の課題が帰結されていることを確認した。</p> <p>また、「情報化事後評価シート」を作成し、事後評価に関する課題の抽出を行うこととした。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | アクションプランが作成されていないことについて   |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>情報システムの当初の導入目的を達成したか否かについてのシステム事後評価による課題の抽出がなされていなかったため、アクションプランも作成されていなかった。</p> <p>アクションプランは、次年度の情報システムの運用や再構築等の方針を策定するに当たり必要となる情報であることから、その作成が必要である。</p>   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P53   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日  |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課   |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項については、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、「情報化事後評価シート」によりアクションプランを作成することとした。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 意 見   |  |
| 意見の項目            | 「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」が作成されていないことについて  |  |
| 意見の内容            | 「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」は、調達予定の情報システムに関連する現行の対象業務の洗い出しや情報システムの機能目標、目的について、業務主管課が事前に整理し、円滑な新システムの導入や情報システム導入後の評価を行うための起点となる資料であるため、「まちづくり戦略計画」を通過するシステム調達に関しても、事前の調査必要事項を記載した「情報化推進施策業務調査票」を作成若しくは同内容を盛り込んだ客観的な証跡を資料として作成することが望まれる。     |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P48   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日  |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課   |
| 措置結果  | 本件意見については、平成30年1月4日付けで改定した「情報システム調達ガイドライン」において、「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」の代わりに同様の内容を盛り込んだ「情報化基本計画書」の作成を求めており、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、当該文書を作成し、適正に運用している。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

## 指摘又は意見

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について   |  |
| 区 分              | 意 見  |  |
| 意見の項目            | システム導入後の新業務モデルの作成がされていないことについて   |  |
| 意見の内容            | <p>情報システムの調達に当たっては、情報システム毎に具体的な手続を策定する必要があり、また、その中で新業務モデルを策定することにより業務主管課の要望等を反映しているかどうか、新システムを導入した際に現行業務のどの部分が改善されるのか等を判断することができる。</p> <p>したがって、新業務モデルが作成されていなかった場合、導入した情報システムが当初想定していた業務要件や事後評価における測定指標等を満たしているかどうかについて判断できないため、導入に当たって協議・検討した結果について、新業務モデルとして明確に証跡として残すことが必要である。</p> |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P49  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a>  |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月17日  |
| 所管課等  | 総務局<br>情報政策課   |
| 措置結果  | <p>本件意見については、平成30年1月4日付けで改定した「情報システム調達ガイドライン」において、新業務モデルの策定は示されていないが、その代わりとなるものとして、「情報化基本計画書」を作成し、当初想定していた業務要件や事後評価における測定指標等を満たしているかどうかの判断を行うこととした。</p> <p>なお、令和元年度（平成31年度）に委託した高松市住民情報システム（福祉保健系）機器更改業務において、当該文書を作成し、適正に運用している。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていないことについて   |  |
| 指 摘 の 内 容        | 重要性分類Ⅰとして分類されている住民記録システムが運用されている現場を視察したところ、情報資産分類票に記載の情報資産について、分類が明確に表示されていなかった。<br>情報資産分類の明示は、業務を行う職員への重要性の「見える化」によるセキュリティ管理及びその意識付けの第一歩であるため、改善する必要がある。   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P75   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月20日  |
| 所管課等  | 市民政策局<br>市民課   |
| 措置結果  | 本件指摘事項については、令和2年2月4日付けで、情報資産台帳を整備し、重要性分類を確認後、重要性分類が分かるようにロッカー及びキャビネット等に表示を行うよう改めた。 |



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

## 指摘又は意見

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について   |  |
| 区 分              | 指 摘  |  |
| 指 摘 の 項 目        | 情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>重要性分類Ⅰに該当する情報資産については、合理的な目的による場合に限り、市施設外への持ち出し又は送信を認めている。その際には情報資産外部持出管理簿への記載が必要とされている。</p> <p>市ではバックアップをとった際に、システムとバックアップ媒体の同時被災を避けるためにバックアップ媒体を遠隔地に保管する有益な取組をしている。遠隔地への保管のためにバックアップ媒体に保管された情報資産を外部に持ち出すこと自体は、上記の合理的な目的による場合に該当するため問題とはならないが、現在は記録されていない持ち出しの事実について、管理簿に記録する必要がある。</p> |  |
| 報告書該当<br>ペ ー ジ   | P75  |  |
| 報告書への<br>リ ン ク   | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a>  |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|         |  |
|---------|--|
| 措置通知日   | 令和2年4月20日  |
| 所 管 課 等 | 市民政策局<br>市民課   |
| 措 置 結 果 | 本件指摘事項については、平成30年2月に、情報資産送信・提供・運搬許可申請書（様式第2号）を作成し、管理することとした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

## 指摘又は意見

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ   | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分                | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目          | 情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容          | 住民記録システムに関しては、入庁時のセキュリティ教育は実施しているものの、その後継続的な教育は実施されていない。  |  |
| 報 告 書 該 当<br>ペ ー ジ | P77   |  |
| 報 告 書 へ の<br>リ ン ク | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|           |   |
|-----------|---|
| 措 置 通 知 日 | 令和2年4月20日   |
| 所 管 課 等   | 市民政策局<br>市民課  |
| 措 置 結 果   | 本件指摘事項については、平成30年度から、リスクマネジメント会議及びセキュリティ研修を実施し、全ての職員に対して、継続的に高松市情報セキュリティ教育を行うこととした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容        | 情報セキュリティ遵守を組織として徹底させるためには、情報セキュリティへの職員の知識や関心の高さが重要な要素となるものであり、継続的な教育が必要とされるものである。   |  |
| 報告書該当<br>ペ ー ジ   | P77   |  |
| 報告書への<br>リ ン ク   | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月20日  |
| 所管課等  | 市民政策局<br>市民課   |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項については、平成29年6月の「高松市情報セキュリティ対策基準」の改正により、研修・訓練において報告書の提出についての言及がなくなり、情報セキュリティ報告書の提出の必要性がなくなった。</p> <p>なお、平成30年度から、リスクマネジメント会議及び課内回覧にてセキュリティ教育を実施し、統括情報システム管理者に情報セキュリティ教育実施報告書を提出することとした。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | すべての端末は施錠できる場所に設置されておらず、また、盗難防止のための対応が講じられていないことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>住民記録システムは通常のパソコン端末で利用されているが、利用されているのは本庁1階であり、就業時間外においてカウンター外側でシャッター等により隔離される構造にはなっていない。</p> <p>端末の小型化が進む現在、施錠できる場所への格納等が困難である場合は、少なくともワイヤーロック等により盗難防止措置を講じる必要がある。</p>  |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P78   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和2年4月20日  |
| 所管課等  | 市民政策局<br>市民課   |
| 措置結果  | 本件指摘事項については、盗難防止を講じていないパソコン端末5台について、令和元年12月27日にワイヤーロックで施錠し、適切なセキュリティ対策を講じることとした。 |